

平成 21 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 アセット・インベスターズ株式会社
代表者名 代表取締役社長 兼 CEO 森 下 将 典
(コード 3121 大証 2 部・福証)
問合せ先 財務経理部長兼社長室長 宮 毛 忠 相
(TEL 03-3502-4910)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、定款の一部変更につき承認を求める議案を平成 21 年 6 月 24 日開催の第 85 回定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 商号の変更

当社は従来、アセット・マネジャーズ・ホールディングス株式会社(大証ヘラクレス上場)の子会社として、同社グループにおいてマーチャント・バンキング事業およびホスピタリティ&ウェルネス事業を担ってまいりましたが、第三者割当増資に伴う株主構成の変動や同社グループによる当社株式の売却により、当社は平成 21 年 1 月 15 日をもって同社グループの関連会社ではなくなりました。これに伴い、当社では、経営体制等を一新するとともに、当社の商号を日本と中国を結ぶマーチャント・バンキング事業並びに両国のシナジーを生かしたオペレーション・マネジメント事業を中核とする新たな経営戦略、経営理念に相応しい商号である「マーチャント・バンカーズ株式会社(英文名 MBK Co.,Ltd.)」に変更したいと存じます。

なお、商号変更につきましては、附則により平成 21 年 7 月 1 日から実施することとし、実施日経過後、当該附則は定款より削除するものといたします(現行定款第 1 条)。

(2) 発行可能株式総数の変更

当社の現在の発行可能株式総数は 300 百万株であります。既に発行済株式総数は 225,150,567 株(発行可能株式総数の約 75%)となっております。そこで、資金調達や資本政策の遂行など、将来起こりうる様々な経営課題を達成する手段として機動的に株式を発行することができるよう、発行可能株式総数を 900 百万株に増加するものであります(現行定款第 6 条)。

(3) 株券電子化に伴う変更

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号)(以下「決済合理化法」といいます。)が平成 21 年 1 月 5 日に施行されたことに伴い、以下のとおり変更を行うものであります(現行定款第 9 条)。

①決済合理化法附則第 6 条 1 項により、同法の施行日をもって当社は株券を発行する旨の規程を廃止する定款変更決議をしたものとみなされておりますので、当該規定を削除するとともに、単元未満株式に係る株券に関する規定および株券喪失登録簿に関する定めについても削除するものであります。ただし、株券喪失登録簿については、決済合理化法の施行日の翌日から 1 年間は株主名簿管理人が株券喪失登録に係る事務を取り扱いますので、経過措置として、その旨附則を設けるものであります。

②決済合理化法附則第 2 条により、「株券等の保管及び振替に関する法律」(昭和 59 年法律第

30号)が廃止されたことに伴い、「実質株主」および「実質株主名簿」に関する定めを削除するものであります(現行定款第10条、第12条)。

③その他、上記変更に伴う条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条(商号) 当社は、<u>アセット・インベスターズ株式会社</u>と称し、英文では <u>Asset Investors Co.,Ltd.</u>と表示する。</p>	<p>第1条(商号) 当社は、<u>マーチャント・バンカーズ株式会社</u>と称し、英文では <u>MBK Co.,Ltd.</u>と表示する。</p>
<p>第2条～第5条(条文省略)</p>	<p>第2条～第5条(現行どおり)</p>
<p>第6条(発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、<u>300</u>百万株とする。</p>	<p>第6条(発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、<u>900</u>百万株とする。</p>
<p><u>第7条(株券の発行)</u> 当社は、<u>株式に係る株券を発行する。</u></p>	<p>第7条(削除)</p>
<p>第8条(条文省略)</p>	<p>第7条(現行どおり)</p>
<p>第9条(単元株式数及び単元未満株券の不発行) 当社の単元株式数は、<u>1,000</u>株とする。 <u>2 当社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。</u></p>	<p>第8条(単元株式数) 当社の単元株式数は、<u>1,000</u>株とする。 (削除)</p>
<p>第10条(単元未満株式についての権利) 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利 (4) 次条に定める請求をする権利</p>	<p>第9条(単元未満株式についての権利) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利 (4) 次条に定める請求をする権利</p>
<p>第11条(条文省略)</p>	<p>第10条(現行どおり)</p>
<p>第12条(株主名簿管理人)</p>	<p>第11条(株主名簿代理人)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備え置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>第13条(株式取扱規程)</p> <p>当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第14条～第43条(条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに据え置きその他の株主名簿、新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>第12条(株式取扱規定)</p> <p>当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第13条～第42条(現行どおり)</p> <p>第43条(商号の変更)(注)</p> <p>第1条(商号)の変更は、平成21年7月1日から実施する。なお、本条は、第1条の効力発生後削除されるものとする。</p> <p>第44条(株券喪失登録簿の取扱)</p> <p>当社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、平成22年1月5日までこれを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。なお、本条は、同日の経過後、自動的に削除されるものとする。</p>

(注) 第43条以下は附則です。

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日
 第1条を除く定款変更の効力発生日
 第1条の定款変更の効力発生日

平成21年6月24日(水曜日)
 平成21年6月24日(水曜日)
 平成21年7月1日(水曜日)

以 上